

外貨普通預金契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）兼商品概要説明書

（この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。）

この書面には、外貨普通預金のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。
あらかじめよくお読みいただき、ご理解いただくようお願いいたします。

ご不明な点は、取引開始前にお取り扱いの大和証券の本・支店または大和証券コンタクトセンター（0120-010101）にお問い合わせください。

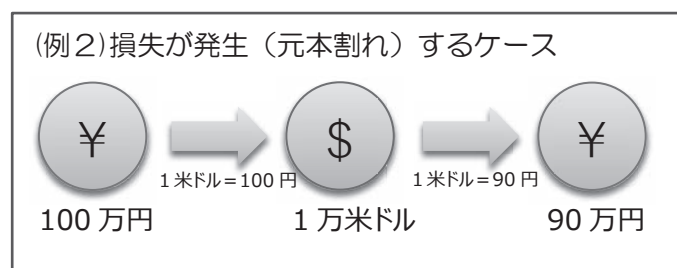
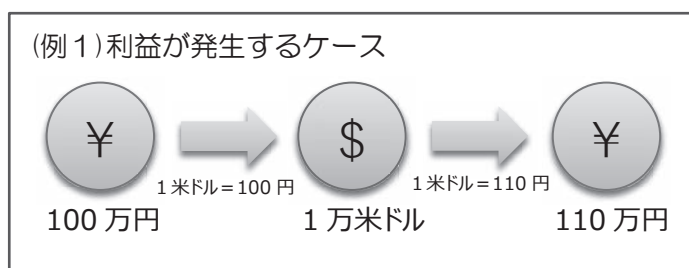
■外貨普通預金について

- 外貨普通預金は、外国通貨建ての期間の定めのない預金です。
- ダイワのツインアカウントをご利用いただいている日本国内に居住する個人および法人のお客さまがご利用できます。
- 外貨普通預金は、預金保険の対象外です。
- 外貨普通預金のお取引にあたっては、特に以下の「外貨預金のリスクについて」、「取扱通貨および為替スプレッドについて」を十分にご確認ください。

■外貨預金のリスクについて

- 外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨の円換算額が、当初外貨預金預入時の払い込み円換算額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

例えば、下図（例1）のように、100万円を1米ドル100円の時に米ドルに交換（預入れ）し、その後、1米ドル110円の時に円に交換（払戻し）すると、10万円の利益が発生します。一方で（例2）のように1米ドル90円の時に円に交換（払戻し）すると、10万円の損失が発生し、元本割れとなります（利息は考慮していません）。



- 中国元、南アフリカランド、メキシコペソ、トルコリラなどの新興国通貨のお取引にあたっては、以下のリスク等にご留意ください。

- ① 当該国の経済環境、市場環境ならびに政情の変化などの事情により為替レートが大幅に変動するリスクがあります。
- ② 市場の流通性が極端に低下している場合などには預入時と同一の通貨による払戻し取引に応じられないリスクがあります。
- ③ 大和ネクスト銀行での取り扱いを継続するに相応しくないと判断した場合には、お預入れを制限または停止することがあります。

■取扱通貨および為替スプレッドについて

- 外貨預金のお預入れや払戻しに際し、外貨の買付（円から外貨への交換）や、外貨の売却（外貨から円への交換）をする際の為替レートには為替スプレッド（大和証券が提示する「Ask（買値）と Bid（売値）の中値」と「Ask（買値）または Bid（売値）」の差額をいいます。）が含まれています。そのため、外貨の買付時の為替レートと、外貨の売却時の為替レートは異なります。
- 為替相場の変動がない場合でも、往復の為替スプレッドがかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が、当初外貨預金預入時の払い込み円貨額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）リスクがあります。例えば、下図のように、100万円を1米ドル100.5円の時に米ドルに交換（預入れ）し、その後円に交換（払戻し）した場合、往復で1円の為替スプレッドがかかりますので、為替相場に変動がないとすると、約99万円のお受け取りとなります（利息は考慮していません）。



- 主な取扱通貨および各通貨の為替スプレッドは以下のとおりです。ただし、「外貨積立約款」に基づき外貨の買付（外貨普通預金口座へのお預入れ）をする際には為替スプレッドはかかりません。

【主な取扱通貨および為替スプレッド一覧表】

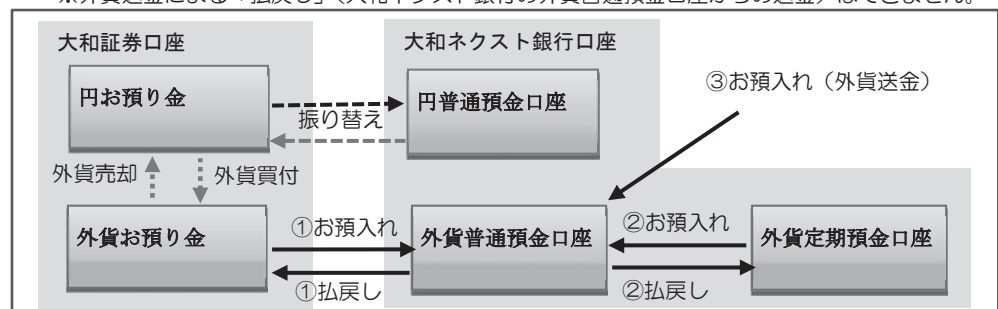
| 通貨 | 1通貨単位あたりのスプレッド | 通貨 | 1通貨単位あたりのスプレッド |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 米ドル (USD) | 片道最大 50 銭 | ユーロ (EUR) | 片道最大 80 銭 |
| 英ポンド (GBP) | 片道最大 1 円 50 銭 | 豪ドル (AUD) | 片道最大 1 円 |
| NZドル (NZD) | 片道最大 1 円 | カナダドル (CAD) | 片道最大 80 銭 |
| 香港ドル (HKD) | 片道最大 12 銭 | シンガポールドル (SGD) | 片道最大 60 銭 |
| 中国元 (CNY) | 片道最大 20 銭 | 南アフリカランド (ZAR) | 片道最大 30 銭 |
| メキシコペソ (MXN) | 片道最大 25 銭 | トルコリラ (TRY) | 片道最大 50 銭 |

お預入れ・払戻しについて

●預入・払戻方法

原則下記の方法により、随時、お預入れまたは払戻しいただけます。ただし、通貨により、下記とは異なる預入・払戻の方法が指定されたり、預入・払戻の方法・時期等に別途条件を設けたりする場合があります。詳しくは、大和証券のお取扱窓口にお問い合わせください。

- ① ご本人名義の大和証券口座との振り替えによる「お預入れ」または「払戻し」
※スウィープサービスによるものを含みます。
※当日の振り替えの取扱時間は12時までです。
- ② ご本人名義かつ同一通貨の外貨定期預金口座との振り替えによる「お預入れ」または「払戻し」
- ③ 外貨送金による「お預入れ」
※外貨送金による「払戻し」（大和ネクスト銀行の外貨普通預金口座からの送金）はできません。



【お預入れ・払戻し時の留意点】

- 大和ネクスト銀行の円普通預金口座と外貨普通預金口座との間での直接の振り替えはできません（「外貨積立約款」に定める積立の場合を除きます。）。大和証券口座との振り替えおよび外貨買付又は外貨売却を経て、預入れ又は払戻しを行うこととなります。
- 通貨の異なる預金口座との間での振り替えによるお預入れ・払戻しはできません。

| | | | | | |
|--|---|---------|---|---------|-------------------------------|
| お預入れ・払戻しについて | <p>●最低預入額・預入単位 「主な取扱通貨および為替スプレッド一覧表」に記載の通貨・・・1補助通貨単位以上・1補助通貨単位 ※「主な取扱通貨および為替スプレッド一覧表」に記載のない通貨の最低預入額および預入単位（いずれも1補助通貨単位を超えることはありません。）については、大和証券のお取扱窓口にお問い合わせください。</p> <p>●預入限度額 通貨により預入限度額を設ける場合があります。詳しくは、大和証券のお取扱窓口にお問い合わせください。</p> <p>●外貨宅配のご利用 以下の通貨につきましては、外貨宅配サービスのご利用による「払戻し」も可能です。取り扱いの詳細は大和ネクスト銀行のウェブサイトをご参照ください。</p> <p>米ドル（USD）、ユーロ（EUR）、英ポンド（GBP）、豪ドル（AUD）、香港ドル（HKD）</p> | | | | |
| 外貨普通預金口座の解約について | <p>原則として解約手続き後の残高はご本人名義の大和証券口座へ振り替えます。ただし、通貨により、これとは異なる払戻方法による場合があります。現金でのお支払いは行っておりません。 ※相続が発生した場合には、すべての外貨普通預金をご解約いただきます。</p> | | | | |
| 利息について | <p>●適用金利 変動金利であり、金融情勢の変化等により変更します。適用金利は大和ネクスト銀行のウェブサイトをご参照いただくか、大和証券のお取扱窓口にお問い合わせください。金利は通貨により異なります。</p> <p>●利息計算方法 毎日の最終残高について付利単位を1補助通貨単位として、1年を365日とする日割り計算とします（1補助通貨単位未満切捨て）。</p> <p>●利息支払方法 毎年2月と8月の第3土曜日の翌日にお支払いします（利息は預金残高に組み入れます）。</p> | | | | |
| 税金について ※詳細についてはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 949 459 1218">個人のお客さま</td> <td data-bbox="459 949 1560 1218"> <p>●お受取利息 源泉分離課税 20.315%（国税 15.315%（復興特別所得税を含む。）、地方税 5%）が課税されます。 ※少額貯蓄非課税制度（マル優制度）はご利用いただけません。</p> <p>●為替差益 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間 20 万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の雑所得から控除できません。また、他の所得区分との損益通算はできません。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1218 459 1323">法人のお客さま</td> <td data-bbox="459 1218 1560 1323"> <p>総合課税 ※非課税法人の場合は非課税</p> </td> </tr> </table> | 個人のお客さま | <p>●お受取利息 源泉分離課税 20.315%（国税 15.315%（復興特別所得税を含む。）、地方税 5%）が課税されます。 ※少額貯蓄非課税制度（マル優制度）はご利用いただけません。</p> <p>●為替差益 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間 20 万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の雑所得から控除できません。また、他の所得区分との損益通算はできません。</p> | 法人のお客さま | <p>総合課税 ※非課税法人の場合は非課税</p> |
| 個人のお客さま | <p>●お受取利息 源泉分離課税 20.315%（国税 15.315%（復興特別所得税を含む。）、地方税 5%）が課税されます。 ※少額貯蓄非課税制度（マル優制度）はご利用いただけません。</p> <p>●為替差益 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間 20 万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の雑所得から控除できません。また、他の所得区分との損益通算はできません。</p> | | | | |
| 法人のお客さま | <p>総合課税 ※非課税法人の場合は非課税</p> | | | | |
| その他の参考事項 | <p>●お取引の制限または停止について ・金融情勢の動向等によっては、外貨普通預金にかかる取引を制限または停止することがあります。</p> <p>●取扱通貨および為替スプレッドに関する留意点 ・大和ネクスト銀行で取り扱う中国元は、中国本土外で取引される「オフショア中国元」です。 ・「主な取扱通貨および為替スプレッド一覧表」に記載のスプレッドは、上限額です。実際のスプレッドは大和ネクスト銀行のウェブサイトをご参照いただくか、大和証券のお取扱窓口にお問い合わせください。 ・「主な取扱通貨および為替スプレッド一覧表」に記載以外の取扱通貨については、大和証券のお取扱窓口にお問い合わせください。</p> <p>●外貨積立について 外貨積立の取扱いは、「外貨積立 サービス概要説明書」をご確認ください。</p> | | | | |

所属銀行：株式会社大和ネクスト銀行 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

銀行代理業者：大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

契約している指定紛争機関：一般社団法人全国銀行協会（連絡先：全国銀行協会相談室 0570-017109または03-5252-3772）

この商品において、当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。

外貨定期預金契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）兼商品概要説明書

（この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。）

この書面には、外貨定期預金のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。
あらかじめよくお読みいただき、ご理解いただくようお願いします。

ご不明な点は、取引開始前にお取り扱いの大和証券の本・支店または大和証券コンタクトセンター（0120-010101）にお問い合わせください。

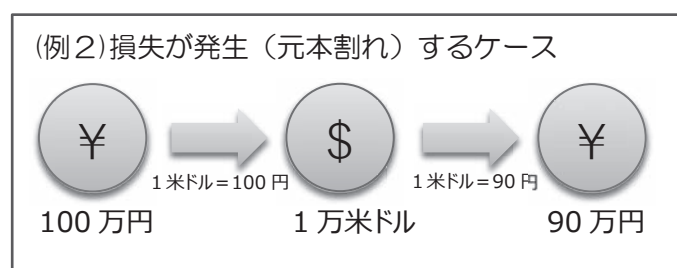
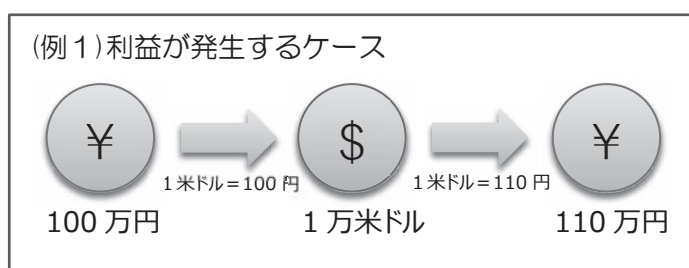
■外貨定期預金について

- 外貨定期預金は、外貨預金のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻しの要求に応じないことを条件としている預金です。
- ダイワのツインアカウントをご利用いただいている日本国内に居住する個人および法人のお客さまがご利用できます。なお、あらかじめ外貨普通預金口座を開設していただく必要があります。
- 外貨定期預金は、預金保険の対象外です。
- 外貨定期預金のお取引にあたっては、特に以下の「外貨預金のリスクについて」、「取扱通貨および為替スプレッドについて」を十分にご確認ください。

■外貨預金のリスクについて

- 外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨の円換算額が、当初外貨預金預入時の払い込み円換算額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

例えば、下図（例1）のように、100万円を1米ドル100円の時に米ドルに交換（預入れ）し、その後、1米ドル110円の時に円に交換（払戻し）すると、10万円の利益が発生します。一方で（例2）のように1米ドル90円の時に円に交換（払戻し）すると、10万円の損失が発生し、元本割れとなります（利息は考慮していません）。



- 中国元、南アフリカランド、メキシコペソ、トルコリラなどの新興国通貨のお取引にあたっては、以下のリスク等にご留意ください。
 - ① 当該国の経済環境、市場環境ならびに政情の変化などの事情により為替レートが大幅に変動するリスクがあります。
 - ② 市場の流通性が極端に低下している場合などには預入時と同一の通貨による払戻し取引に応じられないリスクがあります。
 - ③ 大和ネクスト銀行での取り扱いを継続するに相応しくないと判断した場合には、お預入れを制限または停止することがあります。

■取扱通貨および為替スプレッドについて

- 外貨預金のお預入れや払戻しに際し、外貨の買付（円から外貨への交換）や、外貨の売却（外貨から円への交換）をする際の為替レートには為替スプレッド（大和証券が提示する「Ask（買値）と Bid（売値）の中値」と「Ask（買値）または Bid（売値）」の差額をいいます。）が含まれています。そのため、外貨の買付時の為替レートと、外貨の売却時の為替レートは異なります。
- 為替相場の変動がない場合でも、往復の為替スプレッドがかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が、当初外貨預金預入時の払い込み円貨額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）リスクがあります。例えば、下図のように、100万円を1米ドル100.5円の時に米ドルに交換（預入れ）し、その後円に交換（払戻し）した場合、往復で1円の為替スプレッドがかかりますので、為替相場に変動がないとすると、約99万円のお受け取りとなります（利息は考慮していません）。



- 主な取扱通貨および各通貨の為替スプレッドは以下のとおりです。

【主な取扱通貨および為替スプレッド一覧表】

| 通貨 | 1通貨単位あたりのスプレッド | 通貨 | 1通貨単位あたりのスプレッド |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 米ドル (USD) | 片道最大 50 銭 | ユーロ (EUR) | 片道最大 80 銭 |
| 英ポンド (GBP) | 片道最大 1 円 50 銭 | 豪ドル (AUD) | 片道最大 1 円 |
| NZドル (NZD) | 片道最大 1 円 | カナダドル (CAD) | 片道最大 80 銭 |
| 香港ドル (HKD) | 片道最大 12 銭 | シンガポールドル (SGD) | 片道最大 60 銭 |
| 中国元 (CNY) | 片道最大 20 銭 | 南アフリカランド (ZAR) | 片道最大 30 銭 |
| メキシコペソ (MXN) | 片道最大 25 銭 | トルコリラ (TRY) | 片道最大 50 銭 |

| お預入れ・払戻しについて | ●預入・払戻方法 ご本人名義かつ同一通貨の外貨普通預金口座との振り替えに限ります。なお、左記方法とは異なる預入方法が指定されたり、通貨により預入方法・時期等に別途条件を設けたりする場合があります。詳しくは、大和証券のお取扱窓口にお問い合わせください。 | | | | | | | |
|--|---|----------|-------|------|--|--------------|----------|--|
| | ●最低預入額と預入単位 <table border="1"> <thead> <tr> <th>通貨</th> <th>最低預入額</th> <th>預入単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米ドル (USD)、ユーロ (EUR)、英ポンド (GBP)、豪ドル (AUD)、NZドル (NZD)、カナダドル (CAD)、シンガポールドル (SGD)、トルコリラ (TRY)</td> <td>1,000 通貨単位以上</td> <td rowspan="2">1 補助通貨単位</td> </tr> <tr> <td>香港ドル (HKD)、中国元 (CNY)、南アフリカランド (ZAR)、メキシコペソ (MXN)</td> <td>10,000 通貨単位以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の預入通貨、最低預入額、預入単位については、大和証券のお取扱窓口にお問い合わせください。</p> | 通貨 | 最低預入額 | 預入単位 | 米ドル (USD)、ユーロ (EUR)、英ポンド (GBP)、豪ドル (AUD)、NZドル (NZD)、カナダドル (CAD)、シンガポールドル (SGD)、トルコリラ (TRY) | 1,000 通貨単位以上 | 1 補助通貨単位 | 香港ドル (HKD)、中国元 (CNY)、南アフリカランド (ZAR)、メキシコペソ (MXN) |
| 通貨 | 最低預入額 | 預入単位 | | | | | | |
| 米ドル (USD)、ユーロ (EUR)、英ポンド (GBP)、豪ドル (AUD)、NZドル (NZD)、カナダドル (CAD)、シンガポールドル (SGD)、トルコリラ (TRY) | 1,000 通貨単位以上 | 1 補助通貨単位 | | | | | | |
| 香港ドル (HKD)、中国元 (CNY)、南アフリカランド (ZAR)、メキシコペソ (MXN) | 10,000 通貨単位以上 | | | | | | | |
| 預入期間 | ●預入限度額 通貨により預入限度額を設ける場合があります。詳しくは、大和証券のお取扱窓口にお問い合わせください。 | | | | | | | |
| | 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年の各期間のうち、通貨ごとに大和ネクスト銀行が定める期間 ※個人の皆さまの場合は、1年までは単利型、2年、3年は複利型となります。 ※法人の皆さまの場合は、いずれの期間も単利型のみとなります。 ※預入期間は通貨によって異なりますので、詳細については大和ネクスト銀行のウェブサイトをご参照いただくか、大和証券のお取扱窓口にお問い合わせください。 | | | | | | | |
| | 満期日 指定方式 1ヶ月以上1年未満 満期日指定方式の対象通貨については、大和証券のお取扱窓口にお問い合わせください。 ※単利型のみとなります。 | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|---|---------|--|---------|---|
| 満期時の取り扱い | <p>次の1. 2. 3. からご選択いただけます。ただし、通貨によりいずれかに限定する場合があります。詳しくは、大和証券のお取扱窓口にお問い合わせください。また、満期日指定方式の場合は自動解約のみとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自動継続（元利）：満期日に、受取利息（税引後）を加えた額を元金として前回と同一の期間かつ同一の通貨の外貨定期預金に継続します。 2. 自動継続（元金）：満期日に、受取利息（税引後）を外貨普通預金口座に入金し、元金を前回と同一の期間かつ同一の外貨定期預金に継続します。 3. 自動解約：満期日に自動解約し、元金および受取利息（税引後）を外貨普通預金口座へ振り替えます。 <p>※預入期間中に満期時の取り扱いをご変更いただくことも可能です。</p> | | | | |
| 利息について | <p>●適用金利 固定金利であり、預入日（継続をしたときは継続日）の大和ネクスト銀行所定の利率を満期日まで適用します。適用金利は大和ネクスト銀行のウェブサイトをご参照いただくか、大和証券のお取扱窓口にお問い合わせください。金利は通貨により異なります。</p> <p>●利息支払方法 満期日に一括してお支払いいたします。</p> | | | | |
| 利息の計算方法 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="347 633 454 696">単利型</td> <td data-bbox="454 633 1552 696">付利単位を1補助通貨として、1年を365日として日割りで計算します（1補助通貨単位未満切捨て）。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 696 454 853">複利型</td> <td data-bbox="454 696 1552 853">付利単位を1補助通貨として、1年を365日として日割りで計算し、かつ、1年複利の方法で計算します（1補助通貨単位未満切捨て）。 ※「1年複利の方法」とは、預入日から1年ごとに利息計算を行い、利息を元金に組み入れて、満期日まで反復して利息計算を行う方法のことをいいます。</td> </tr> </table> | 単利型 | 付利単位を1補助通貨として、1年を365日として日割りで計算します（1補助通貨単位未満切捨て）。 | 複利型 | 付利単位を1補助通貨として、1年を365日として日割りで計算し、かつ、1年複利の方法で計算します（1補助通貨単位未満切捨て）。 ※「1年複利の方法」とは、預入日から1年ごとに利息計算を行い、利息を元金に組み入れて、満期日まで反復して利息計算を行う方法のことをいいます。 |
| 単利型 | 付利単位を1補助通貨として、1年を365日として日割りで計算します（1補助通貨単位未満切捨て）。 | | | | |
| 複利型 | 付利単位を1補助通貨として、1年を365日として日割りで計算し、かつ、1年複利の方法で計算します（1補助通貨単位未満切捨て）。 ※「1年複利の方法」とは、預入日から1年ごとに利息計算を行い、利息を元金に組み入れて、満期日まで反復して利息計算を行う方法のことをいいます。 | | | | |
| 税金について ※詳細についてはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="347 853 454 1111">個人のお客さま</td> <td data-bbox="454 853 1552 1111"> <p>●お受取利息 源泉分離課税 20.315%（国税 15.315%（復興特別所得税を含む。）、地方税 5%）が課税されます。 ※少額貯蓄非課税制度（マル優制度）はご利用いただけません。</p> <p>●為替差益 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間 20 万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の雑所得から控除できます。また、他の所得区分との損益通算はできません。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1111 454 1193">法人のお客さま</td> <td data-bbox="454 1111 1552 1193"> <p>総合課税 ※非課税法人の場合は非課税</p> </td> </tr> </table> | 個人のお客さま | <p>●お受取利息 源泉分離課税 20.315%（国税 15.315%（復興特別所得税を含む。）、地方税 5%）が課税されます。 ※少額貯蓄非課税制度（マル優制度）はご利用いただけません。</p> <p>●為替差益 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間 20 万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の雑所得から控除できます。また、他の所得区分との損益通算はできません。</p> | 法人のお客さま | <p>総合課税 ※非課税法人の場合は非課税</p> |
| 個人のお客さま | <p>●お受取利息 源泉分離課税 20.315%（国税 15.315%（復興特別所得税を含む。）、地方税 5%）が課税されます。 ※少額貯蓄非課税制度（マル優制度）はご利用いただけません。</p> <p>●為替差益 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間 20 万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の雑所得から控除できます。また、他の所得区分との損益通算はできません。</p> | | | | |
| 法人のお客さま | <p>総合課税 ※非課税法人の場合は非課税</p> | | | | |
| 中途解約時の取り扱い | <p>外貨定期預金は原則として中途解約できません。やむを得ず、中途解約する場合は、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日の前日までの日数および預入日の中途解約利率（継続をしたときはその継続日の大和ネクスト銀行所定の中途解約利率）によって1年を365日として日割りで計算した利息を元金とともに外貨普通預金口座へ振り替えます。一部解約はできません。大和証券の本・支店を通じて中途解約する場合は、所定の手続きが必要です。</p> <p>※本日お預入れいただいた場合の中途解約利率：0.01%（ユーロについては0.001%）</p> | | | | |
| その他の参考事項 | <p>●お取引の制限または停止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融情勢の動向等によっては、外貨定期預金にかかる取引を制限または停止することがあります。 ・満期日において外貨普通預金口座の凍結その他の理由により元利金または利息の支払いができない場合、満期日以降の利率は外貨普通預金利率を適用します。 <p>●取扱通貨および為替スプレッドに関する留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大和ネクスト銀行で取り扱う中国元は、中国本土外で取引される「オフショア中国元」です。 ・「主な取扱通貨および為替スプレッド一覧表」に記載のスプレッドは、上限額です。実際のスプレッドは大和ネクスト銀行のウェブサイトをご参照いただくか、大和証券のお取扱窓口にお問い合わせください。 ・「主な取扱通貨および為替スプレッド一覧表」に記載以外の取扱通貨については、大和証券のお取扱窓口にお問い合わせください。 <p>●お取引内容の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金証書は発行いたしません。お取引内容は外貨定期預金取引報告書および契約締結時交付書面にてご確認ください。ご不明な点は、大和証券のお取扱窓口にお問い合わせください。 | | | | |

所属銀行：株式会社大和ネクスト銀行 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

銀行代理業者：大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

契約している指定紛争機関：一般社団法人全国銀行協会（連絡先：全国銀行協会相談室 0570-017109または03-5252-3772）

この商品において、当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。